

10月1日から新型インフルエンザの 予防接種がスタート!!

～再流行に備え、かかったときの重症化を防ぐために大切です～

平成21年に新型インフルエンザが流行しましたが、現在は新型インフルエンザの患者さんは少なくなっています。しかし、今後、再流行する可能性もあり、決して安心は出来ません。新型インフルエンザにかかったときに重症化しないように予防接種を勧めています。平成21年度は優先順位を決めて接種を行いました。今年度は希望される方はどなたでも接種でき、従来行っていた季節性のインフルエンザ(A型・B型)と昨年流行した新型インフルエンザ(H1N1)が混合された新たなワクチンを接種することになります。

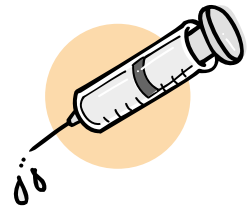
▼接種期間＝平成22年10月1日(金)～平成23年3月31日(木)

▼接種回数＝1回⇒13歳以上の方

2回⇒13歳未満の方、免疫抑制などで医師が認めた方

▼接種料金＝町内の医療機関は3,600円

町外の医療機関については、それぞれの市町ごとに設定されています。



～高齢者と住民税非課税世帯の方に接種費用の助成をします!!～

下表の方に接種費用3,600円のうち一部または全額助成を行います。

	一部助成	全額助成	
対象者	65歳以上の高齢者	生活保護受給者	住民税非課税世帯の方
費用	1回のみ自己負担 1,500円	全額無料	医療機関窓口で立替払い (申請により全額助成)
助成の方法	保険証、老人健康手帳 を持参し医療機関で接種 ◎手続きの必要なし	無料受診券を持参し医 療機関で接種 ◎対象者には世帯主 に個別通知	直接医療機関で接種 ①領収書、接種済証の写、印かん、口 座の控えを持参し役場に申請 ②後日振込みにて助成 ◎65歳以上の住民税非課税世帯の 方も申請により1,500円を助成
接種できる 医療機関	町内、小山市、下野市、野木町の医療機関 (事情により上記以外の医療機関希望の方は下記までご相談ください。)		

▼問い合わせ先＝健康福祉課 健康増進係 ☎(56)9132

生活環境係よりお知らせ

コンポスト容器等の購入に補助金

町では、コンポスト容器や機械式生ごみ処理機の購入費の一部を助成しています。

家庭でコンポスト容器等を購入して生ごみを堆肥化・減量化するときは、ご利用ください。

申請の時は、領収書・印かんをお持ちください。

資源物集団回収事業

地域で回収した資源物の量に応じて、町が報償金を支払う制度です。

自治会や子ども会などが、新聞紙や空き缶などの資源物を回収した場合に、報償金を交付します。

「資源物」の出し方

資源物の「その他の紙」を出すときは、風で飛ばされたり、収集の際に中の紙が散らばらないように段ボールのフタを互い違いに折り込んでください。(紙袋の場合は、上部を閉じて、ひもでしばって出してください。)

※11月3日(水)は、祝日のため「資源物・危険ごみ」の収集は行いません。

▼問い合わせ先＝

住民生活課 生活環境係

☎(56)9127・9131

国民年金

国民年金保険料の追納制度をご存知ですか？

国民年金には、経済的な理由等で保険料を納めることが困難な場合には、申請により保険料の全額又は一部が免除される「申請免除制度」や障がい基礎年金を受けている方などが該当する「法定免除制度」があります。また、若年層（20歳代）の方を対象として保険料の納付が猶予される「若年者納付猶予制度」や学生の方を対象とした「学生納付特例制度」もあります。

これらの保険料免除や納付猶予などを受けた期間については、年金を受け取るために必要な受給資格期間に算入されますが、受け取る年金額は保険料を全額納付した場合より少なくなります。このため、これらの期間は10年以内（例えば、平成22年4月分は平成32年4月末まで）であれば、あとから保険料を納付すること（追納）ができるようになっており、将来、受け取る年金額を増額するためにも、追納することをお勧めします。

なお、保険料の免除や納付猶予などの承認を受けた年度から起算して、3年度目以降に保険料を追納する場合は、当時の保険料額に経過期間に応じた加算額が上乘せされます。

★平成22年度中に追納する場合の額

年 度	全額免除 納付猶予 学生納付特例	3/4免除	半額免除	1/4免除
平成12年度の月分	15,770円	—	—	—
平成13年度の月分	15,180円	—	—	—
平成14年度の月分	14,590円	—	7,300円	—
平成15年度の月分	14,360円	—	7,180円	—
平成16年度の月分	14,180円	—	7,090円	—
平成17年度の月分	14,220円	—	7,110円	—
平成18年度の月分	14,260円	10,690円	7,130円	3,560円
平成19年度の月分	14,300円	10,720円	7,150円	3,570円
平成20年度の月分	14,410円	10,810円	7,200円	3,600円
平成21年度の月分	14,660円	10,990円	7,330円	3,660円

※平成20・21年度はまだ加算が付きません。

▼問い合わせ先＝宇都宮西社会保険事務所 ☎028(622)4222 保険課 国保年金係 ☎(56)9134

税務署からのお知らせ

「相続又は贈与等に係る生命保険契約や損害保険契約等に基づく年金の税務上の取扱いの変更について」

この度、遺族の方が年金として受給する生命保険金のうち、相続税の課税対象となった部分については、所得税の課税対象にならないとする最高裁判所の判決がありました。そこで、このような年金に係る税務上の取扱いを改めることとしましたので、お知らせします。これにより、平成17年分から平成21年分までの各年分について所得税が納めすぎとなっている方につきましては、その納めすぎとなっている所得税が還付となります。

お手数をお掛けしますが、必要なお手続き（更正の請求又は確定申告など）をしていただきますようお願いいたします。

この取扱いの変更の対象となる方や所得税の還付のお手続きについては、国税庁ホームページ <http://www.nta.go.jp> をご覧いただくか、最寄りの税務署にお問い合わせください。

※平成17年分について、早い方は平成22年12月末が還付できる期限となりますので、お早目のお手続きをお願いします。

※受け取られた年金の受給権が相続税や贈与税の課税対象となる場合は、実際に相続税や贈与税の納税額が生じなかった方も対象となります。

▼問い合わせ先＝

☎028(621)2151
宇都宮税務署(代表 音声案内)